

国や自治体が障害者の働く施設などから優先して物品を調達するよう進める「障害者優先調達推進法」が4月に施行される。

施行を控え厚生労働省は1月30日、対象となる施設のうち政令で定めることになっていた企業について公布した。

具体的には、障害者雇用促進法上の特例子会社と、3つの要件①障害者の雇用者数が5人以上、②障害者の割合が従業員の20%以上、③雇用障害者に占める重度障害者等の割合が30%以上を満たす重度障害者多数雇用事業所が対象となる。

優先調達法は、2012年6月に成立。国、地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、清掃や印刷、

データ入力などのサービス、弁当や部品といった物品を発注する時は、率先して障害者就労施設から購入するよう努めなければならないとしている。

発注先は、就労継続支援事業所など障害者総合支援法に基づく事業所、障害者を多数雇用している企業、自宅などで業務をしている在宅就業障害者が対象となる。障害者が自立した生活を送れるよう、経済基盤を確立することが狙い。

物品などを発注する時は、日本セルフセンターなどの共同受注窓口や在宅就業支援団体に仲介してもらうこともできる。

(福祉新聞・第2609号 2013年2月11日)